

## 【1】令和3年度事業計画

### 公益目的事業

#### I 国際理解の推進

##### 1 施設の運営及び情報収集提供機能の拡充

###### (1) 国際交流プラザの運営及びライブラリーの整備

県から委託を受けて運営している「国際交流プラザ」が県民や在住外国人等をはじめ関係団体等に幅広く利用されるよう、海外渡航や留学情報、アジア・太平洋諸国をはじめとする世界各国の最新事情及び語学学習や異文化理解に役立つ図書等の整備のほか、海外の新聞や雑誌等を定期的に購入し、閲覧に供する。

###### (2) 情報収集発信の充実

###### ア 幅広い情報収集提供

市町村や国際交流団体、在住外国人等との交流を通じて、国際交流に関する幅広い情報を収集・提供する。

###### イ IT活用による情報発信

協会のホームページやフェイスブックを活用し、県民及び在住外国人に多種多様な情報を提供する。

###### ウ ワーキングホリデーセミナーの開催

若者等の海外体験の企画を拓げるため、「ワーキングホリデーセミナー」を開催し、海外留学等に関する情報提供を行う。

###### エ 相談・支援体制の充実

海外との交流や留学、多文化共生に関する相談等に応じる相談員を配置し、県民や在住外国人の相談に応じる。

##### 2 広報出版活動の充実

###### (1) 広報誌の発行

###### ア 日本語情報誌「暖流(DANRYU)」の発行

県内の国際交流活動情報を盛り込んだ県民向けの日本語情報誌を発行する。

(発行回数：年1回 発行部数：2,300部)

###### イ 英語情報誌「South Wing」の発行

県内の国際交流活動情報を盛り込んだ在住外国人向けの英語情報誌を発行する。

(発行回数：年1回 発行部数：800部)

###### ウ 「国際交流ひろば」の発行

協会や県内の国際交流団体等のイベント情報等を盛り込んだ情報誌を発行する。

(発行回数：毎月1回 発行部数：600部)

### 3 国際理解事業の推進

#### (1) 外国語・文化講座等の開催

##### ア 県国際交流員による文化講座の開催

県民の国際理解を促進するとともに、多文化共生の地域づくりへの関心を高めるため、県国際交流員による、それぞれの母国を中心とした外国の文化紹介や異文化体験等の機会の提供を行う。

##### イ 在住外国人による公募型国際理解講座の開催

本県の多文化共生の地域づくりを積極的に進めるため、在住外国人による母国の紹介などの国際理解講座を開催し、国際理解の推進に努める。

##### ウ 児童・生徒向け国際理解講座の開催

###### i 国際理解ミニ講座の開催

県内の小・中学生を対象に、「来て、見て、知って！」国際理解ミニ講座として、国際交流員や協会職員が本県の国際交流の現状や友好関係を結んでいる国や地域の紹介を行う。

###### ii 英語絵本のよみかたりの開催

幼少期から英語に触れる機会を提供するとともに、子どもたちの英語への関心を高めるため、幼児から小学校低学年までの児童とその保護者を対象に、県国際交流員による「英語絵本のよみかたり」を行う。

##### エ 一般向け国際理解講座の開催

地域レベルでの国際交流に関する理解の促進を図るため、市町の国際交流協会、地域の自治会など国際交流に関心のある一般の方々を対象に、国際交流員や協会職員が本県の国際交流の現状や友好関係を結んでいる国や地域の紹介を行う。

##### オ ベトナム理解講座の開催

県内に在住する外国人のうち、近年、急激にその数が増加しているベトナム人の母国の実情を学び理解し、多文化共生の地域づくりへの関心を高めるため、ベトナム人講師による、同国の歴史、民族、文化、生活、言語等、多岐にわたる分野の紹介を行う。

##### カ ランチタイム・イングリッシュ・クラブの開催

英語圏出身の県国際交流員がコーディネーターとなり、県民を対象として、英語による異文化や海外事情などをテーマとする意見交換会を行う。

(毎週金曜日 12:00～13:00)

##### キ 中国語ランチタイムトークの開催

中国出身の県国際交流員がコーディネーターとなり、県民を対象として、中国語による異文化や海外事情などをテーマとする意見交換会を行う。

(毎週火曜日 12:00～13:00) \*令和3年度は、国際交流員の着任後、開始

##### ク 韓国語ランチタイムトークの開催

韓国出身の県国際交流員がコーディネーターとなり、県民を対象として、韓国語による異文化や海外事情などをテーマとする意見交換会を行う。

(毎週水曜日 12:30～13:30)

## (2) 国際理解プログラム事業の実施

「協力隊OBと留学生が先生～見える・学べる・世界の国々～」事業の実施

青年海外協力隊や国際協力、海外事情等の理解促進を図るため、協力隊OB及び県内大学等の留学生を県内の小中学校に講師として派遣する事業を、青年海外協力隊鹿児島県OB会、鹿児島県青年海外協力隊を支援する会及び協会で組織する実行委員会で実施する。

(令和3年度実施予定回数：43校)

## (3) 国際理解教材の整備・貸出し

国際理解、国際交流、国際協力等に資する地域の国際化を目的とした事業等の実施者に対して、民族衣装や国旗、地図等の貸出しを行うとともに、その整備・充実を図る。

## Ⅱ 国際交流活動の展開

### 1 海外との相互交流の推進

#### (1) 鹿児島・全羅北道文化交流の実施【令和3年度は派遣】

本県と幅広い交流を行っている韓国全羅北道との相互理解・交流を深めるため、それぞれの地域の文化や観光、歴史等に関する講座を、隔年で交互に実施する。\*令和3年度は、本県から全羅北道へ講師を派遣。(実施時期：秋頃 講座内容：鹿児島の文化等の紹介、道民との工作)

#### (2) 国際交流イベント等への協力

海外からの参加を含む国際交流のイベント等を実施する公的団体等に、語学ボランティアを紹介するなど必要な協力を行う。

#### (3) 留学情報の提供及び相談

世界主要国の留学制度、海外生活、海外事情、ワーキングホリデー等に関する書籍を整備し、情報を提供するとともに、留学に関する相談や専門機関の紹介を行う。

また、ワーキングホリデーに関するセミナーを実施する。

### 2 在住外国人との交流促進

#### (1) 地域の国際交流活動への協力

市町村・企業・団体等が在住外国人との交流活動を行う際の企画立案等の相談に応じるとともに、共催や後援による協力を行う。

#### (2) 地域の国際交流活動への参加

県民と在住外国人との交流を促進するため、市町村や国際交流団体等と連携し、県内各地で開催されるイベント等に国際交流ブースを出展する。

### 3 国際交流組織等との連携・支援の強化

#### (1) 民間団体等の国際交流・協力活動への助成

県内の民間団体が行う海外との文化・スポーツ・学術等の国際交流活動，県民の国際理解の推進を目的とする活動，地域レベルの国際交流・協力の推進を目的とする活動等に対し，助成金を交付する。

#### (2) 市町村や市町国際交流協会・国際交流団体との連携

##### ア 意見交換会の参加

共通の課題や問題を抱える市町村等の職員を対象とした県主催の意見交換会に参加し，問題解決のための方策の検討を行うとともに，ネットワークづくりを推進する。

また，市町国際交流協会や国際交流団体間の情報交換及び連携を図るため，メーリングリストの活用を促進する。

##### イ 鹿児島島の国際交流・協力団体ダイレクトリーの拡充

国際交流団体等のネットワークの一助とするため「国際交流・協力団体ダイレクトリー」の更新等を行い，各団体等の状況把握に努めるとともに，協会ホームページに掲載し，それぞれの活動を紹介する。

#### (3) 全国組織等との連携

##### ア 全国組織等との連携

地域国際化協会連絡協議会をはじめ，一般財団法人自治体国際化協会など当協会と関係の深い全国組織等との連携を密にし，事務・事業の円滑な推進を図る。

##### イ 九州地区の協会間の連携

九州・沖縄地区の地域国際化協会で組織する連絡協議会の総会及び実務者研究会に参加し，相互の情報交換や連携の強化を図る。

### 4 国際交流ボランティア制度の拡充

県民や在住外国人の国際交流への参加を促進するため，広報誌等での周知・広報により各種ボランティア登録者の拡大を図る。

また，協会の事業においてボランティアの活動機会を提供するとともに，国際交流のイベント等を実施する公的団体等に語学ボランティアを紹介するなど，登録者の充実した活動ができるよう支援する。

### 5 旅券発給業務補助を通じた海外交流等の環境づくり

県からの委託を受けて，かごしま県民交流センター内に設置されているパスポート窓口及び北薩地域振興局において，旅券の申請受付・作成・交付に関する業務を行う。

また，県民サービスの一環として，旅券発給に係る収入印紙・収入証紙の販売協及び旅券用写真撮影・販売業務を行う。

### Ⅲ 多文化共生社会の推進

#### 1 在住外国人と日本人の相互理解の促進

##### (1) 在住外国人のための日本語・日本理解講座の開催

県内に在住している外国人を対象に、鹿児島での生活の充実とコミュニケーションの円滑化を図るため、日本語及び地域社会で生活する上で必要な生活情報等を学ぶ講座を実施する。(講座回数：年30回 2クラス(水曜日、木曜日)、各クラス定員15名程度)

##### (2) 日本語サロン「おしゃべりひろば」の開催

日本語の日常会話が可能な在住外国人を対象に、フリートーキングを主な内容とする「おしゃべりひろば」を実施し、在住外国人同士のネットワーク構築や日本語会話の上達を図る。(講座回数：年8回)

##### (3) 多文化共生の地域社会づくりの推進

###### ア 在住外国人のための災害対応の支援【新規】

自治体国際化協会の助成を受けて、地方における災害時の多文化共生の在り方についての理解を深めるため、さつま町との連携のもと、在住外国人に対して台風、大雨、地震など母国では経験のない災害や防災対策などを学ぶ講座を実施する。また、在住外国人の身近にいる地域住民等に対して、「やさしい日本語」の理解を通じた日常的な在留外国人との交流や災害時のサポートの手法について学ぶ機会を提供する。

###### イ 災害時の外国人支援のための訓練への参加

県総合防災訓練への参加を通じて、在住外国人の災害に対する意識を高めるとともに、関係行政機関や団体など外国人を支援する側に対して、避難所での外国人への対応や多言語での情報伝達の手法などの訓練・助言等を行う。

##### (4) 相談・支援体制の充実

国際交流や多文化共生に関する相談等に応じる相談員を配置し、県民や在住外国人からの相談に応じる。(再掲)

また、県から委託を受けて、在住外国人等の在留資格、雇用、医療、福祉などの相談に多言語で応じる外国人総合相談窓口の運営を行い、適切な情報の提供に努める。

これらの各種相談に適切に応じられるよう、職員の専門知識の習得やカウンセリング技術の向上に努める。

#### 2 異文化交流の推進

##### (1) 外国人による日本語スピーチコンテストの開催

国籍や文化の違いを越えた相互理解及び国際交流を深めるために、各種国際交流団体と連携して県内在住外国人によるスピーチコンテストを開催し、多文化共生の社会づくりを目指す。

##### (2) 外国語・文化講座等の開催(再掲)

## IV 国際協力の推進

### 1 留学生への支援

#### (1) 留学生研究活動費の助成

一定の条件を満たす留学生の学会等への出席などの研究活動を支援するため、旅費等の研究活動費の助成を行う。

#### (2) 留学生緊急生活支援の実施【新規】

新型コロナウイルス感染症の影響により生活上の困難に直面している県内在住の大学等の留学生に対して、東文子氏のご遺族からいただいていた寄附金を活用し、令和3年単年度事業として、新型コロナウイルス感染症予防策や図書、非常用食糧等の購入経費の支援のための商品券等の給付を行う。(留学生一人当たり3,000円相当)

#### (3) 留学生支援資金貸付制度の運営【拡充】

留学生が、生活費、住宅費、医療費、学費等で一時的・臨時的に多額の出費を必要とする場合に、無利息で資金の貸付を行う。(貸付枠の拡大 10件→15件(令和3年度))

#### (4) 各大学等留学生担当者意見交換会の開催

留学生に関する情報交換や支援のあり方等について、各大学等留学生担当者との意見交換会を実施し、連携を深める。

### 2 国際協力に対する理解の促進

#### (1) 青少年国際協力体験事業の実施

国際協力に対する理解や国際性豊かな人材を育成するため、県内の中・高校生を東南アジアの発展途上国に派遣し、ホームステイや現地学校等での交流、青年海外協力隊の活動現場の視察を行う事業を、鹿児島県青年海外協力隊を支援する会、青年海外協力隊鹿児島県OB会及び協会で組織する実行員会で実施する。

### 3 国際協力機関等との連携

#### (1) 独立行政法人国際協力機構との連携

独立行政法人国際協力機構(JICA)との連携により、協会内に国際協力推進員を配置し、国際協力等に関する情報提供や相談等に応じる。

#### (2) 在外県人会への情報提供

世界各地の在外鹿児島県人会並びに県出身者に対して、グラフかごしまや県政かわら版等を定期的に送付し、郷土情報の提供を行う。

#### (3) 在外県人会活動への支援

南米の4県人会が行う移住者の援護指導、消息不明者の調査、移住者の実態調査、県人子弟の育成・指導、母県との交流などの活動を支援するため、これらの業務を県人会に委託する。(委託先:ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ)

## 収益事業

県から委託を受けている旅券発給業務補助に付随して、旅券交付申請者の利便性を考慮し、次の事業を行う。

- 1 旅券発給に係る収入印紙・収入証紙の販売協力(再掲)
- 2 旅券用写真の撮影・販売(再掲)

## 法人管理

### 1 組織基盤の確立

現行の公益法人制度に基づき、業務を着実に執行するとともに、新しい時代感覚と複雑多様化する国際交流・協力事業を円滑、適切に執行するため、補助金、助成金の活用や、各種の研修等による職員の資質向上に努める。

### 2 財源基盤の確立

基本財産の適切な運用と事業推進に必要な財源確保に努める。